

岡山県耕作放棄地再生利用活動表彰規程

第1 目的

耕作放棄地の再生利用のためには、農業者をはじめ関係機関などすべての関係者が、農地を大切にし、有効利用する気運を高めることが重要である。

そのため、耕作放棄地の再生利用活動を実践している個人、団体等で、その取組や成果が他の模範となる者を表彰し広く紹介することにより、耕作放棄地解消対策の推進に資する。

第2 名称

耕作放棄地再生利用活動表彰

第3 表彰資格

耕作放棄地の再生利用活動を実践している農業者、集落営農組織、農業法人、農業参入企業、NPO法人、市町村農業公社、農業委員会、市町村等とする。

第4 応募方法

応募は自薦・他薦を問わず、応募申込書及び再生利用実績報告書に必要事項を記入の上、地域耕作放棄地対策協議会を経由して、岡山県耕作放棄地解消対策協議会に提出する。

第5 審査方法

県協議会事務局は、書類審査・現地審査を行い、複数点を賞候補として審査委員会（会長、副会長、岡山県など）に推薦することとし、審査委員会は、事務局から推薦された複数点の候補から賞を決定する。

第6 選定基準

耕作放棄地の再生利用活動が、地域における農地の利用促進に大きな役割を果たすとともに、他の模範として優れた成果をあげているものを選定する。

第7 表彰

岡山県耕作放棄地解消対策協議会総会等において表彰する。

岡山県耕作放棄地解消対策協議会会長賞 数点

第8 発表

表彰された活動は、耕作放棄地再生利用研修会等での事例発表や県・市町村ホームページ等で紹介する。

第9 その他

この規程は、平成23年3月31日から施行する。